

件名	百年公園の喫煙所について
受付日	令和3年7月20日
ご意見・ご提案の概要	<p>百年公園では遊歩道上に灰皿と禁煙所があるが、囲いも仕切りもなく、副流煙が散歩をしている人に影響がある。</p> <p>公の場での喫煙が禁止されているなか、なぜ百年公園内を禁煙にしないのか。なぜ副流煙を防ぐ措置もせず、灰皿スペースを遊歩道上に設置するのか。今後も設置を継続するのか。</p>
県の考え方	<p>分煙の観点から、園内の喫煙所の統廃合を進めており、これまで30箇所の灰皿を撤去しました。残りの灰皿については今年度秋までに撤去を行い、喫煙場所は園内2箇所に集約し、また、集約した2箇所の喫煙所には、受動喫煙防止の防煙壁を設置する予定としております。</p>
担当課	都市建築部 都市公園整備局 都市公園課